

○国立大学法人鹿児島大学ティーチング・アシスタント等に関する取扱要項

平成19年11月7日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)において雇用するティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)、リサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)、スチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)及びティーチング・フェロー(以下「TF」という。)(以下これら職種を総称して「TA等」という。)について、必要な事項を定める。

(TA等制度の目的)

第1の2 優秀な大学院生又は学部生に指導補助者として授業への参画を促進し、学生へのより手厚い指導体制を確保することを通じ、大学教育の一層の質の向上を行う。また、TA等に雇用される学生に対し給与支給による経済的支援を行うことを目的とする。

(職務内容)

第2 TA等の職務内容は、次のとおりとする

区分	職務内容
TA	学部及び大学院修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む)の学生に対し、講義、実験、実習、演習、実技及び補習教育の指導補助業務を行う。
RA	学部、大学院研究科、学内共同教育研究施設(以下「部局等」という。)が実施する研究プロジェクト等を効果的に推進するため、当該研究活動に必要な補助業務を行う。
SA	学部の学生に対し、講義、実験、実習、演習、実技及び補習教育の指導補助業務を行う。
TF	学部及び大学院修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む)の学生に対し、講義、実験、実習、演習、実技の指導補助業務を行う。なお、教員の指導下において授業の一部を分担可能とする。

(身分)

第3 TA等は、非常勤職員とする。

(被雇用者)

第4 TA等の被雇用者は、次のとおりとする。

区分	被雇用者
TA	修業年限を6年とする学科を有する学部(以下「6年制学部」という。)に在籍する優秀な5年次以上の学部生、当該研究科に在籍する優秀な修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む)又は博士課程(博士後期課程

	を含む)の大学院生
RA	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する博士課程(博士後期課程を含む)に在籍する大学院生
SA	当該学部(研究科)に在籍する優秀な2年次以上(4期以降)の学部生
TF	当該研究科に在籍する優秀な博士課程(博士後期課程を含む)の大学院生かつTF講習を修了した者

(選考)

第5 TA等の選考は、次のとおりとする。

区分	選考
TA	雇用する学生が在籍する6年制学部又は研究科において行う。ただし、共通教育科目の場合には、共通教育センターにおいて行うことができる。
RA	博士課程(博士後期課程を含む)の大学院生が在籍する研究科と連携の上、当該研究プロジェクト等を実施する部局等の長が行う。
SA	雇用する学生が在籍する学部又は共通教育センター(以下「学部等」という。)において行う。
TF	雇用する学生が在籍する研究科において行う。

2 前項に規定するもののほか、TA等の選考に関し必要な事項については、TAについては6年制学部若しくは当該研究科又は共通教育センター、RAについては当該部局等、SAについては当該学部等、TFについては当該研究科において定める。

(勤務時間等)

第6 TA等の勤務時間等は、次のとおりとする。

区分	勤務時間等
TA、SA及びTF	1日につき7時間以内、1週につき23時間以内とする。ただし、社会人学生、休学者等については、1日につき7時間以内、1週につき19時間以内とする。 (学生の受ける研究指導及び授業等に支障が生じないように配慮する。)
RA	(1) 1日につき7時間以内、1週につき20時間以内 (2) 通算200時間程度以上を標準 (学生の受ける研究指導及び授業等に支障が生じないように配慮する。)

2 TA等の勤務状況の把握は、部局等において適宜勤務実績簿を作成し、保管する。

(採用手続等)

第7 TA等の採用手続等については、別に定める国立大学法人鹿児島大学非常勤職員就業規則(平成16年規則第45号)によるものとする。

(給与)

第8 TA等の給与は、次のとおり時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。なお、時

間単価については予算の範囲内において、抑制することができる。

区分	時間単価
TA	(1) 6年制学部の5年生以上 在籍学生 1,450円 (2) 修士課程(博士前期課程及び専門職学位課程を含む) 在籍学生 1,450円 (3) 博士課程(博士後期課程を含む) 在籍学生 1,650円
RA	1,650円
SA	1,250円
TF	1,850円

第9 削除

(研修)

第9の2 TA等に従事する者は、業務を行うにあたり必要な知識、技能等の修得を行うために研修を受講しなければならない。

2 TA等を雇用する部局は研修を行うものとする。研修については別に定める。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、TA等に関し必要な事項は、当該学部等及び当該研究科において別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月1日から実施する。

2 次に掲げる実施要領は、廃止する。

(1) 鹿児島大学ティーチング・アシスタント実施要領(平成4年12月1日学長裁定)

(2) 鹿児島大学リサーチ・アシスタント実施要領(平成8年8月21日学長裁定)

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。

2 鹿児島大学学習アドバイザー実施要項(平成29年10月4日学長裁定)は、廃止する。

附 則

この要項は、令和7年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から実施する。